

Press Release

報道関係者 各位

令和7年11月13日 宮城労働局労働基準部賃金室 賃 金 室 長 堀内 克浩 賃金指導官 兼平 太地 電話 022 (299) 8841

宮城県特定最低賃金の改正が決定しました ~12月15日に発効~

宮城労働局長(松瀬 貴裕)は、宮城県特定最低賃金 について下記 のとおり改正することを決定しました。

効力発生日はいずれも令和7年12月15日です。

宮城県鉄鋼業最低賃金

時間額 1.125円(66円引上げ)

答申日 令和7年10月6日 発効日 令和7年12月15日

2 宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情 報通信機械器具製造業最低賃金

時間額 1,077円(65円引上げ)

令和7年10月14日 答申日 発効日 令和7年12月15日

宮城県自動車小売業最低賃金 3

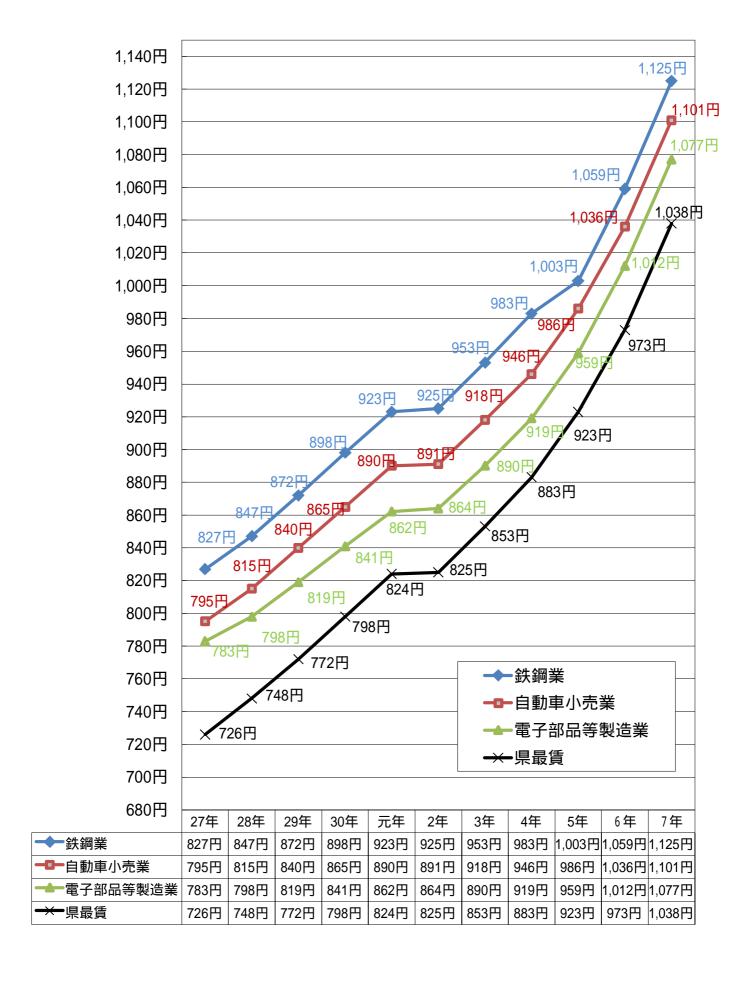
時間額 1,101円(65円引上げ)

答申日 令和7年10月7日 発効日 令和7年12月15日

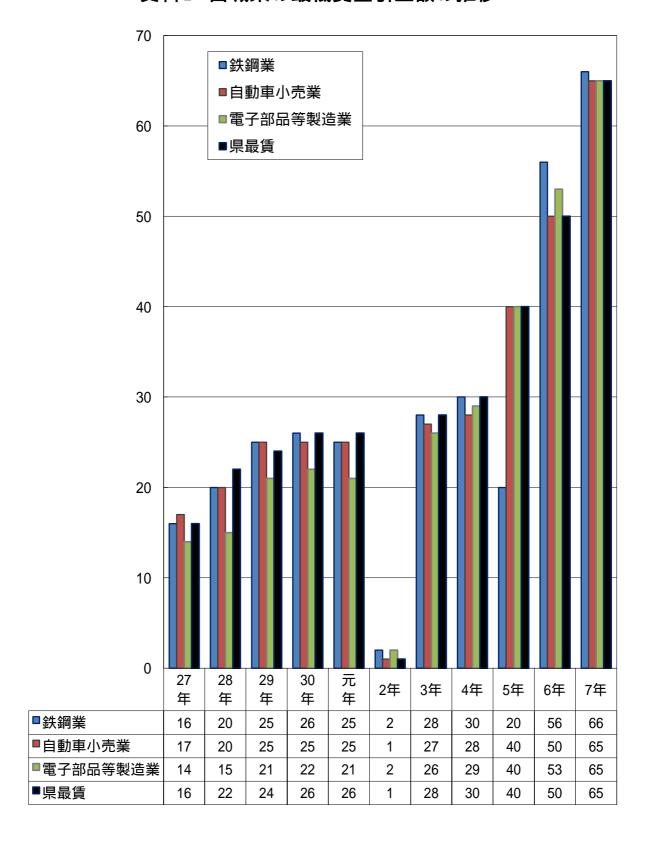
特定最低賃金は、特定の産業について設定されている最低賃金です。関係労使の申出に 基づき最低賃金審議会の調査審議を経て、同審議会が地域別最低賃金(1時間1.038円) よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めた産業について設定されていま す。

今年度の特定最低賃金専門部会における審議の結果、全産業とも全会一致により、改正額等 について結審したものです。

資料1 宮城県の最低賃金額の推移



資料2 宮城県の最低賃金引上額の推移



宮城県の最低賃金

改定のお知らせ

	時間の額	効力発生日
宮城県最低賃金	1,038 円	令和 7 年 10 月 4 日

宮城県最低賃金は県内の事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等含む。)に適用されます。

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定最低賃金が適用されます。

次の素性に該当する争業場で関く労働省には、以下の呂城宗特定取[[[貞立が週刊されます。				
宮城県特定最低賃金 業種は日本標準産業分類による。	時間額	適用除外労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の 宮城県最低賃金が適用になります。)	効力発生日	
鉄鋼業(高炉による製鉄業、銑鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。) 又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)	1,125 円	(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者 (2) 雇入れ後 3月 未満の者であって、技能 習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事 する者	令和7年 12月15日	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機 械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器 具製造業に分類されるものに限る。)	1,077 円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)次に掲げる業務に主として従事する者ア清掃又は片付けの業務イ手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務ウ手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務エ部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務 注:(3)エのうち、「取付け」の業務に「はんだ付け」は含まれません。	令和7年 12月15日	
自動車小売業 自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。) 注:カー用品店、自動車タイヤ販売店も適用	1,101 円	(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者 (2) 雇入れ後 3 月 未満の者であって、技能 習得中のもの (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる 軽易な業務に主として従事する者	令和7年 12月15日	

「臨時、パートタイマー、アルパイト労働者」、「主として事務の業務に従事する者」、「外国人技能実習制度における技能 実習生」も宮城県特定最低賃金が適用されます。

- 注1 次に掲げる賃金は、最低賃金の計算には含まれません。
 - (1)精皆勤手当 (2)通勤手当 (3)家族手当 (4)賞与等(5)時間外・休日・深夜手当
- 注2 日給者・月給者・歩合給者等の賃金については、1時間当たりの賃金額が、最低賃金の時間額を下回ってはいけません。

詳細については、宮城労働局労働基準部賃金室(022-299-8841)又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

仙台労働基準監督署 022-299-9072 石巻労働基準監督署 0225-22-3365 大河原労働基準監督署 0224-53-2154

瀬 峰労働基準監督署 0228-38-3131

古川労働基準監督署 0229-22-2112

宮城労働局